

令和3年度

春日井市空き家地域貢献活用事業補助金

のご案内

《申請・お問い合わせ》

春日井市まちづくり推進部

住宅政策課空き家対策担当（市役所9階）

☎0568-85-6572

1 趣旨

地域の問題解決や活性化を図るため、「空き家」を利活用して地域貢献につながる事業を実施する「団体」に対し、空き家の改修費を予算の範囲内で補助します。

- 「空き家」とは
交付申請日において、1年以上使用されていない居住の用に供されていた戸建て建物
- 「団体」とは
法人又は任意団体（※）
※任意団体・・・3名以上で構成されており、団体の規約等が書面で定めがあり
団体名を含む口座名義となっている預貯金口座を保有している団体

2 対象事業

空き家を地域貢献に資する目的で活用する事業で次のいずれにも該当するものとする。

- 1 空き家の改修工事を伴うもの。
- 2 原則として、補助事業が完了した日から5年間以上地域貢献に資する活用を当該空き家で継続すること。
- 3 補助事業を実施する空き家が、建築基準法及び関係法令の規定に適合していること。
(補助事業完了後に適合することとなる空き家を含む。)
※ 活用用途に応じた建築関係法令の基準を満たす必要がありますので、各自で確認ください。(建築指導課 ☎0568-85-6324)

3 対象者

法人又は任意団体であって、次のいずれにも該当する者

- 1 対象となる空き家の所有者又は賃借人（交付決定後30日以内に当該空き家の売買契約又は賃貸借契約の締結を予定している者を含む。）
- 2 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
- 3 空き家を活用した事例として、市の広報、ホームページ等において公表することに同意していること。

4 補助金

- 補助金額
補助対象経費の額 上限100万円（1,000円未満は切り捨て）

●補助対象経費

空き家の「改修工事」に係る経費

※ 「改修工事」とは次の箇所の修繕、改修、補強又は間取りの変更をすることによって空き家の安全性及び機能性の維持又は向上のために行う工事をいう。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 台所、浴室、便所又は洗面所 | 2 給排水、電気、空調又はガス設備 |
| 3 壁紙又は床の仕上げ | 4 屋根又は外壁 |
| 5 建具 | 6 空き家の耐震性 |

※次に掲げる経費は、補助対象経費の対象外

- 1 家具、家庭用電気機械機器の購入、設置等に係る経費
- 2 市の他の補助金の補助対象になっている経費
- 3 申請者以外が支払った経費

5 申請

●申請期間

令和3年6月14日（月）～令和3年7月30日（金）

●申請方法

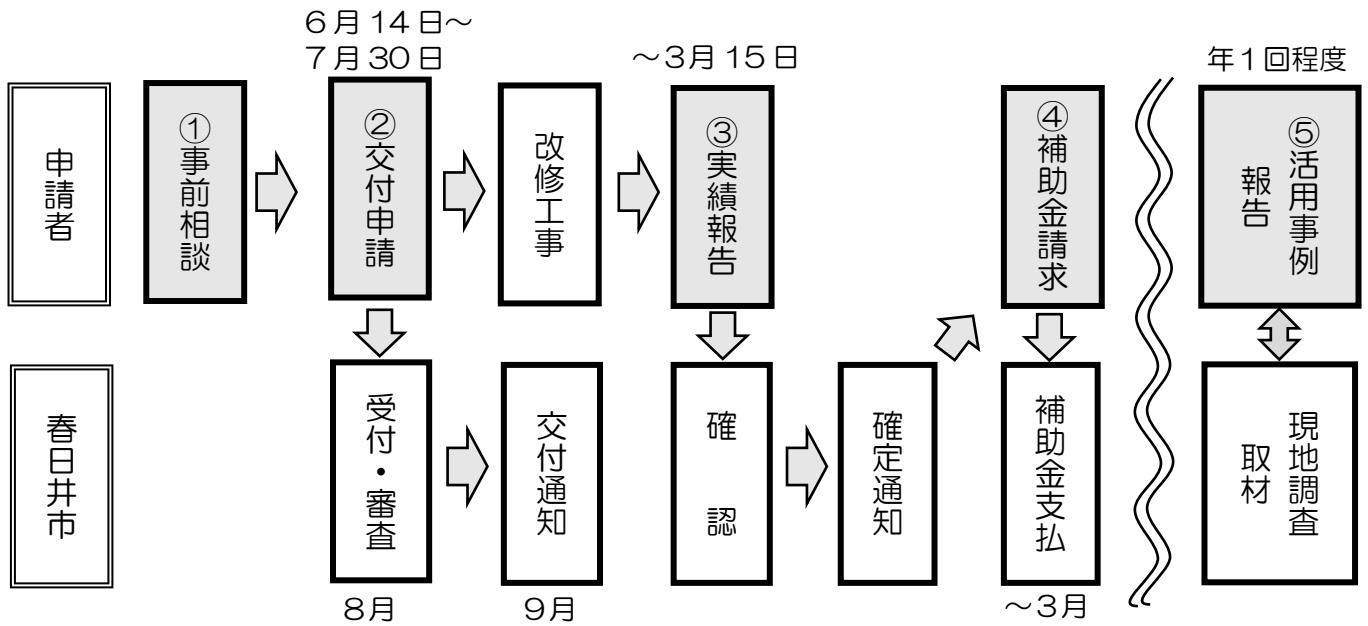
申請期間内に補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

※申請スケジュールの詳細については次ページをご覧ください。

6 注意事項

- 1 交付決定にあたり、地域貢献に資する事業であるか審査を実施します。交付決定は9月上旬を予定しております。
また、予算の範囲内で補助金を交付することとなるため、応募者すべてが交付決定されるとは限りません。
- 2 交付申請日より前に着手した改修工事の経費については補助の対象となりません。

7 スケジュール



◆ ①事前相談

住宅政策課窓口で、補助対象事業の聞き取り等を行いますのでご相談下さい。

◆ ②交付申請【令和3年6月14日（月）～令和3年7月30日（金）】

補助金交付申請書に必要な書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

1 次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 空き家の使用状況報告書（第3号様式）
- (3) 空き家の位置図（付近見取り図）
- (4) 空き家の外観写真及び改修工事をする工事箇所の写真
- (5) 空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し
- (6) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る）
- (7) 団体の規約、名簿及び団体の通帳の写し（任意団体の場合に限る）
- (8) 改修工事経費の内容と金額が分かる書類の写し
- (9) 空き家を購入して使用する場合は、空き家所有者から購入する予定であることがわかる同意書
- (10) 空き家を賃借して使用する場合は、空き家の賃貸借契約書の写し（賃貸借契約を締結していない場合にあつては、空き家所有者から賃借をする予定であることがわかる同意書）

※ 審査において、追加で書類をお願いする場合があります。

2 交付申請日の翌日以降に、工事の契約及び改修工事を行ってください。

※ 交付申請日とは、市が受付した日となります。（申請書に記入した日付ではありません。）

◆ ③実績報告

補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月15日のいずれかの早い日までに、住宅政策課へ提出してください。

1 次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 実績報告書（第8号様式）
- (2) 補助事業に関する工事請負等契約書の写し又は請書の写し（申請者が自ら改修工事を施工した箇所を除く。）
- (3) 補助事業に関する請求書の写し又は領収書の写し
- (4) 改修工事をした箇所の写真
- (5) 交付申請日以後に空き家を購入又は賃借した場合は、空き家の売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し

※ 審査において、追加で書類をお願いする場合があります。

◆ ④補助金の請求

市からの補助金確定通知書（第9号様式）を受け取り後、請求書（第10号様式）を提出してください。

※ 振込口座は、団体名が含まれる口座を指定してください。

◆ ⑤活用事例報告

補助金交付後、年1回程度、空き家を活用し行った事業について報告してください。（報告の様式について、定めはありません。）

また、市職員が現地調査や活用事例を広報誌等に掲載するための取材を行います。

◆ よくある質問

補助対象事業に関すること

- 1 地域貢献に資する事業とはどのような事業ですか？
⇒地域の皆様にとって役立つ事業であったり、その事業を実施することによって地域が活性化する事業を想定しています。例えば、「地域交流施設」「文化施設」「老人福祉施設」「子ども支援施設」「防災施設」等が考えられ、今後空き家を活用して地域貢献をするモデル事業となるものが望まれます。
- 2 対象の地域はありますか？
⇒市内全域が対象です。
- 3 他者が所有している空き家を購入又は賃借して、新たに事業を行う場合は対象となりますか？
⇒対象となります。
- 4 交付申請時点では空き家の売買契約や賃貸借契約をしておらず、他者のものとなっていますが申請はできますか？
⇒交付決定後30日以内に当該空き家の売買契約又は賃貸借契約の締結を予定していれば申請ができます。ただし、申請時に相手方の同意書等の購入、賃借する予定がわかるものがが必要です。
- 5 空き家の売買契約又は賃貸借契約について。任意団体のため、団体名で契約ができないのですがどうすればよいですか？
⇒任意団体の場合は、代表者名義で契約をすることを認めております。
- 6 第一種住居地域で子ども食堂を開きたいと思っておりますが、可能ですか？
⇒建築基準法上では可能ですが、施設の目的や規模等により可否が異なりますので、詳細は建築指導課にご確認ください。(建築指導課：(0568)85-6324)

補助対象者に関すること

- 1 個人で事業を実施している（個人事業主）が、補助対象者になることはできますか？
⇒個人事業主は対象者となりません。対象者は、法人又は任意団体となります。任意団体とは3名以上で構成されており、団体の規約等が書面で定めがあり、団体名を含む口座名義となっている預貯金口座を保有している団体となります。
- 2 法人の所在地が、市内ではないのですが補助対象者になることはできますか？
⇒補助対象者となります。ただし、要綱の補助対象者の要件に該当する必要があります。

補助対象経費に関すること


- 1 交付申請の前に、実施した改修工事は対象となりますか？
⇒対象となりません。交付申請日の翌日以降において実施する改修工事が対象となります。また、工事請負契約についても交付申請日の翌日以降に行う必要があります。
- 2 改修工事を自ら実施（D I Y）した場合に対象経費となるものはありますか？
⇒対象となる改修工事に使用する材料費が対象となります。ただし、材料をどこに使用したか写真等で確認できる必要があります。
- 3 家具や家庭用電気機械機器の備品の購入は対象となりますか？
⇒対象となりません。改修工事が対象となり、修繕、改修、補強等を行うことで空き家の安全性及び機能性の維持又は向上するために行う工事となります。

交付決定に関すること

- 1 交付申請してから、交付決定までどれくらいかかりますか？
⇒交付決定は9月上旬を予定しております。
- 2 交付決定するにあたり、採択は何を基準にするのですか？
⇒提案された事業が地域貢献につながる事業であるか等について市内部機関及び外部機関等で意見を聞き、予算の範囲内で採択します。審査の結果が不交付となることもあります。

《申請・お問い合わせ》

春日井市まちづくり推進部住宅政策課空き家対策担当（市役所9階）

 0568-85-6572